

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

| 目次                                 | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 告 示                                |     |
| ○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）      | 30  |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） | 30  |

| 告 示                                                                |                       |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 北海道告示第581号                                                         |                       |
| 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年8月6日、新十津川土地改良区の定款の変更を認可した。   |                       |
| 平成26年8月19日                                                         |                       |
| 北海道知事 高 橋 はるみ                                                      |                       |
| 北海道告示第582号                                                         |                       |
| 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。           |                       |
| 平成26年8月19日                                                         |                       |
| 北海道知事 高 橋 はるみ                                                      |                       |
| 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所                                            | 苫前郡初山別村（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的                                                  | 風害の防備                 |
| (3) 変更後の指定施業要件                                                     |                       |
| ア 立木の伐採の方法                                                         |                       |
| (ア) 主伐は、択伐による。                                                     |                       |
| (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 |                       |
| (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。                                             |                       |
| イ 立木の伐採の限度                                                         | 次のとおりとする。             |
| 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所                                            | 天塩郡天塩町（次の図に示す部分に限る。）  |

|                                                                                |                   |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| (2) 保安林として指定された目的                                                              | 風害の防備             |
| (3) 変更後の指定施業要件                                                                 |                   |
| ア 立木の伐採の方法                                                                     |                   |
| (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。                                                            |                   |
| (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。             |                   |
| (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。                                                         |                   |
| イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種                                                      | 次のとおりとする。         |
| 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所                                                        | 留萌市（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的                                                              | 公衆の保健             |
| (3) 変更後の指定施業要件                                                                 |                   |
| ア 立木の伐採の方法                                                                     |                   |
| (ア) 主伐は、択伐による。                                                                 |                   |
| (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。             |                   |
| (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。                                                         |                   |
| イ 立木の伐採の限度                                                                     | 次のとおりとする。         |
| （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌振興局産業振興部林務課並びに留萌市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） |                   |

## 正 誤

|                                            |       |
|--------------------------------------------|-------|
| ○平成26年7月22日（第2600号）                        |       |
| 北海道告示第520号（家畜伝染病検査の命令）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 |       |
| ページ                                        | 欄 行   |
| 42                                         | 右 4   |
| 誤                                          | 江 差 町 |
| 正                                          | 枝 幸 町 |